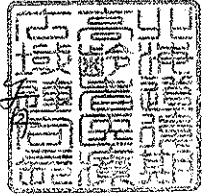


北海道後期高齢者医療広域連合監査委員の求めによる  
出頭人に係る実費弁償に関する条例の一部を改正する条  
例をここに公布する。

平成19年11月22日

北海道後期高齢者医療広域連合長

大場



## 北海道後期高齢者医療広域連合条例第37号

北海道後期高齢者医療広域連合監査委員の求めによる出頭人に係る実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

北海道後期高齢者医療広域連合監査委員の求めによる出頭人に係る実費弁償に関する条例（平成19年北海道後期高齢者医療広域連合条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項本文を次のように改める。

前項の規定により支給する額は、派遣職員等に支給される旅費に相当する額とする。

附 則

この条例は、平成20年1月1日から施行する。